

令和4年4月27日

保護者のみなさま

県立津久井浜高等学校  
校長 旗島 経子

### 感染症罹患による出席停止扱いについて

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

次の表にある感染症にかかった場合やかかっている疑いがある場合、かかるおそれのある場合は、学校保健安全法第19条により出席停止です。医師から診断を受けましたら速やかに学校へ連絡のうえ、医師の指示する期間は登校をせず療養してください。

なお、医師により登校の許可が出ましたら、様式1『感染症罹患状況報告書』に御記入、御押印のうえ、登校する際に学校へ提出してください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間(期間内でも医師の許可があれば可)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(※)、中東呼吸器症候群(※)、特定鳥インフルエンザ(※)、 <b>新型コロナウイルス感染症</b> (※)法律の定める病原体に限る	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の許可があるまで

問合せ先

養護教諭 坂本・田邊

電話 (046)848-2121